

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年7月2日

支出負担行為担当官

東北防衛局長 伊藤 茂樹

1 工事概要

- (1) 工事名 岩手（元）仮設建物設置工事
- (2) 工事場所 岩手県滝沢市
- (3) 工事内容 以下に掲げる工事を行う。

【建築】

- ・事務棟（S-2 約800m²）設置

【設備】

- ・事務棟設置の建物附帯（電気、機械、通信）
- ・上記に係る詳細図等作成業務 一式

【土木】

- ・事務棟設置の建物附帯
- ・上記に係る詳細図等作成業務 一式

- ・仮設建物リース期間：令和2年3月から23ヶ月間
- ・リース期間終了後撤去

- (4) 工期 令和4年3月31日まで

- (5) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては東北防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

- (6) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

- (7) 本工事における管理技術者又は主任技術者の専任期間は令和2年1月1日から令和2年2月29日（設置）及び令和4年2月1日から令和4年3月31日（撤去）の期間とする。ただし、「監理技術者制度運用マニュアル」（最終改正 平成28年12月19日付け国土建349号）に該当する期間は除く。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け、東北防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に

に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)。

- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級(資格審査結果通知書の記3の総合審査数値欄の等級)が「C」以上であること。
- (5) 平成16年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した国内における工事のうち、次の用件を満たす工事を施工した実績を有すること(建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。)。

- ・仮設建物設置工事

工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事(評定点合計が65点以上。)の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。(個別の工事に応じて、工事種別に明示すること。)

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に専任で配置できること。

ア 建築一式工事に係る監理技術者の資格を有する者である。

イ 平成16年度以降入札公告日までに、次の用件を満たす工事を施工した実績を有する者である(原則、着工から完成まで従事している。)。

- ・仮設建物設置工事

工事成績の評定点が65点未満のものを除く。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

ウ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、東北防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 東北防衛局が発注した「建築一式工事」のうち、平成29年度及び平成30年度に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若

しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。
- (12) 東北防衛局の管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。あるいは当該管轄区域内に同種工事の施工実績があること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号

東北防衛局総務部契約課

TEL 022-297-8296

FAX 022-397-8241

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和元年7月2日から同年8月26日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前9時から午後6時まで

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<http://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF (Acrobat 11形式)

図面類 : PDF (Acrobat 11形式)

数量表等 : Excel (2013形式)

申請書類 : Word (2013形式) 又は一太郎 (2013形式)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)～「図面データの取扱いに関する同意事項」(記入・押印済みのもの)、データを保存するために必要な、CD-R(未使用に限る。)1枚及び着払いのラベル(宅配業者の場合)又は切手(日本郵便の場合)を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

(http://www.mod.go.jp/procurement/kensetsukouji/oshirase/pdf/koji_004.pdf)

(3) 申請書及び資料の提出期限等

- ア 提出期間 令和元年 7 月 2 日から同年 7 月 16 日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前 9 時から午後 6 時。ただし、最終日は正午までとする。紙入札方式による場合は、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）。ただし、最終日は正午までとする。
- イ 提出場所 紙入札方式による場合は(1)に同じ
- ウ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び資料が 3 MB を超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の提出期限等

- ア 提出期間 電子入札システムによる入札の場合は、令和元年 8 月 19 日から同年 8 月 21 日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前 9 時から午後 6 時。ただし、最終日は午後 3 時までとする。紙入札方式による場合は、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後 3 時までとする。
- イ 提出場所 紙入札方式による入札の場合は(1)に同じ
- ウ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び資料が 3 MB を超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送等により提出する。

(5) 開札の日時及び場所

- ア 日時 令和元年 8 月 27 日 午前 9 時 45 分
- イ 場所 東北防衛局 5 階電子入札室

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行青葉通代理店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行青葉通代理店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 東北防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の 10 分の 1 以上（予決令第 86 条の調査を受けた者との契約については請負代金額の 10 分の 3 以上）とする。

- (4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定の監理技術者等の確認 落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

(11) 契約書作成の要否 要

(12) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

(13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、上記2(2)から(4)までに掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(14) 上記1(3)及び(4)記載の工事内容の数量及び工期については、交付されている特記仕様書を優先する。

(15) 詳細は、入札説明書による。